



令和4年度瑞穂町住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金）（5万円/1世帯）のご案内 受給には手続きが必要です

給付金の支給額

1世帯あたり 5万円

給付金の支給時期

瑞穂町が確認書(または申請書)を受理した日から3週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員の令和4年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和4年1月～12月の収入が
減少し **「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

令和4年9月30日時点で住民登録のある市区町村から確認書が送付されます。(要返送)

※一部申請が必要な場合があります。

申請が必要です



申請期間：令和4年11月中旬

～令和5年1月31日(火)

申請先：申請時点で住民登録のある市区町村

※ 申請書配布先：瑞穂町福祉課又は、
瑞穂町臨時特別給付金コールセンター

詳しくは裏面「I」へ

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和4年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、令和4年9月30日時点で住民登録のある市区町村から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。（プッシュ型）
- 中身を確認して、市区町村に返信してください。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないこと
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと



世帯の中に、令和4年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に申請時点で住民登録のある市区町村の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。

II 予期せず令和4年1月から令和4年12月までの家計が急変し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯（家計急変世帯）

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月から12月までの間の任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。（適用される限度額は、市区町村ごとに異なりますので、お住まいの市区町村にお問い合わせ下さい。）

（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安（瑞穂町の場合）単身の場合：96.5万円以下、母・子(1人)の場合146.9万円以下

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに申請時点で住民登録のある市区町村の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。

! 住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター

0120-526-145



受付時間 平日9:00~20:00
(12/29~1/3を除く)

瑞穂町臨時特別給付金コールセンター

042-513-9372

042-513-9373

受付時間 平日8:30~17:00
(12/29~1/3を除く)



瑞穂町公式キャラクター
みずほまる